

(11) 査定士証

第14条 協会は、前条の査定士の種類に応じて技能検定に合格し、年齢18歳以上に達した者について、協会又は査定業務実施店に所属していることを確認のうえ、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査－4）に登録し、これを管理する。

第15条 協会は、前条により査定士として登録を行った者に対し、当該査定業務実施店を通じ、査定士証（様式査－5）を交付する。

2. 協会は、査定士が査定士証を紛失し、焼失し、破損し又は汚損したことにより、再交付の申し出があったときは、当該査定業務実施店を通じ、再交付する。

〔その他関連、第16条、第17条〕

協会は、査定業務実施店から協会に通知されたその店所属の技能検定合格者について、氏名、住所等を査定士登録簿に登録し、それらの者に対し、その店を通じて査定士証を交付します。

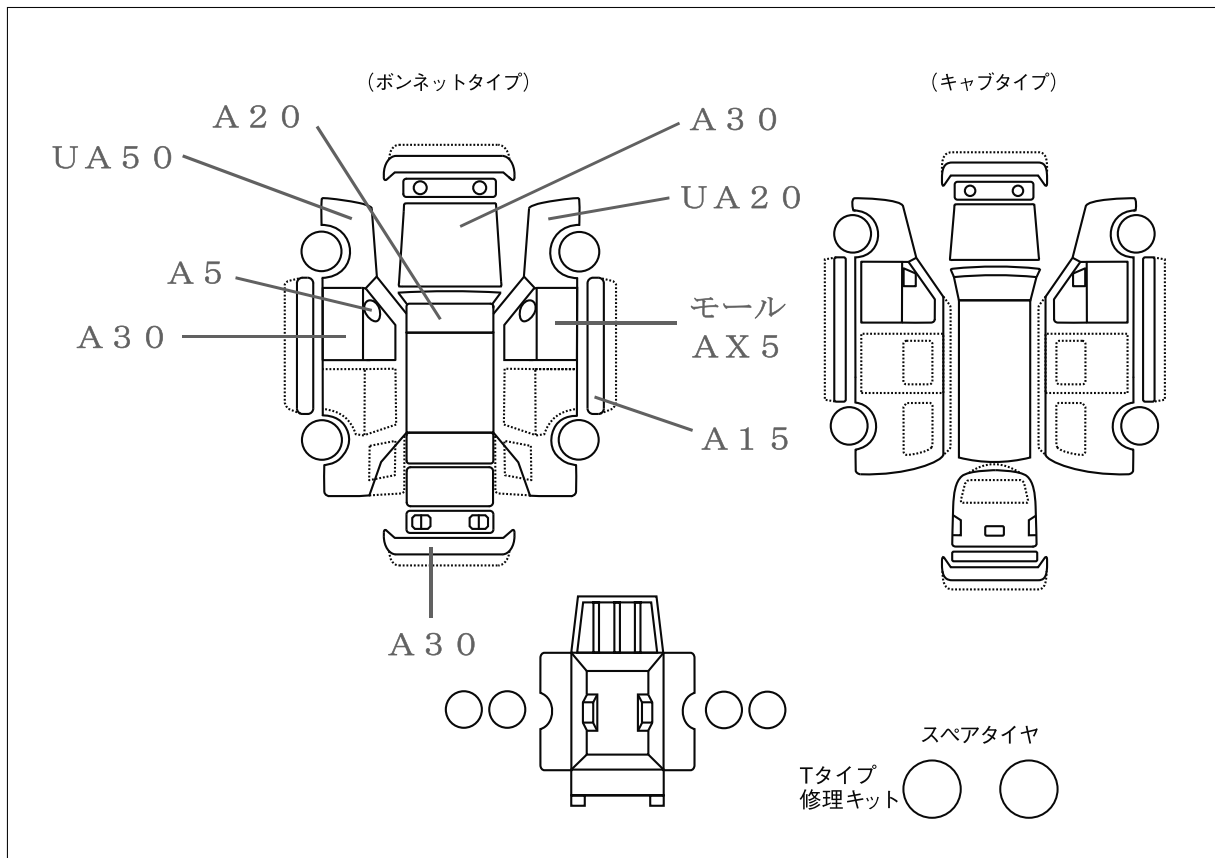
査定士証の有効期間は満3年間ですが、期限前1年の間に、協会が実施する技能向上研修を受講し、その際協会又は査定業務実施店の何れかに所属しており、かつ、必要とされる運転免許を保持していることの確認された者については有効期間を更新します。〔細則 第4条〕

査定士証に記載されている事項に変更が生じた場合（運転免許資格を失った場合、退職した場合も含む）には、その査定業務実施店はそれを協会に届け出なければなりません。なお（ ）内である場合には、その者の査定士証を協会に返納することになります。

協会は、変更の届け出に従って、査定士登録簿を補正し、有効期間を更新せず期限を過ぎた者については登録を取り消します。

一旦、登録を取り消され査定士証を返納した者が再び運転免許を取得し、または査定業務実施店に所属することとなったときは、その査定業務実施店からの届出によって、協会は技能向上研修（後述）の受講状況等を審査のうえ、再び査定士登録簿に登録し、査定士証を交付します。

記入方法

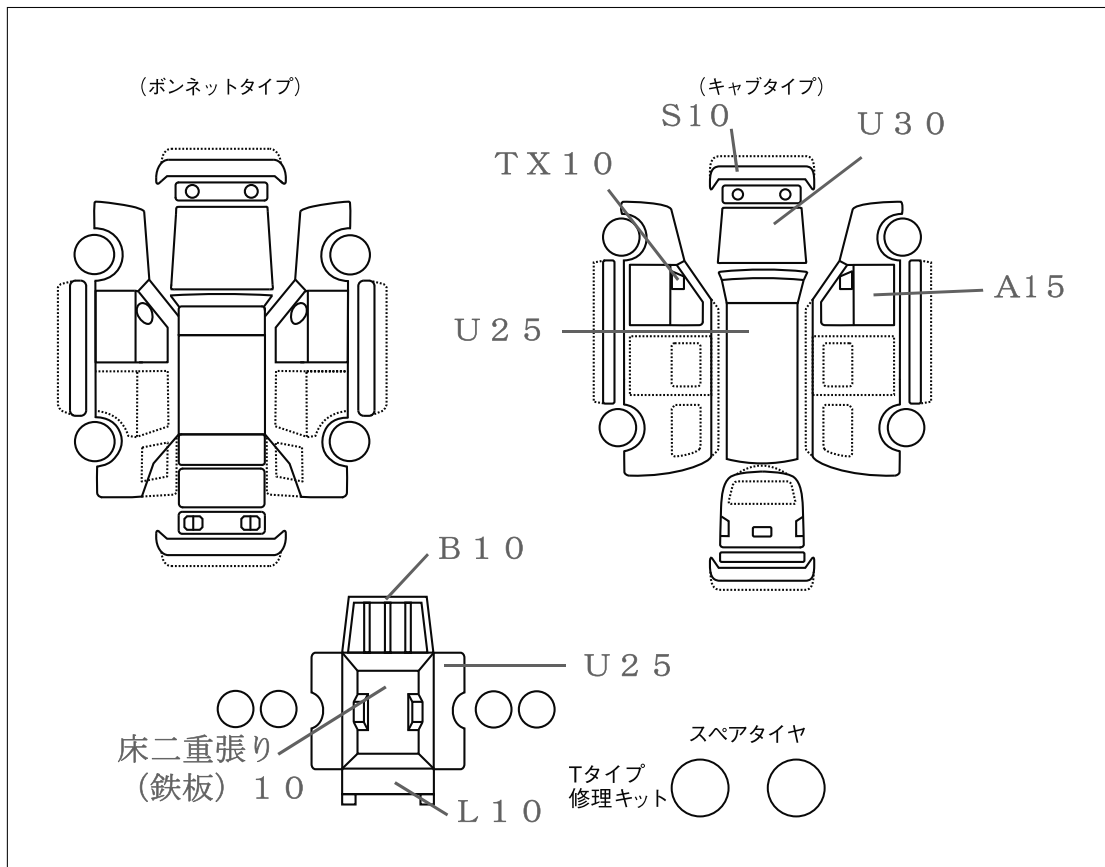


表示記号

略称 記号	状 態	英語の用語
A	傷	Abrasion
U	凹 凸	Unevenness
B	曲 が り	Bending
W	波 跡	Wave
S	さ び	Sabi
C	腐 食	Corrosion
T	亀 破 裂 れ	Tear
H	穴	Hole
X	交 換	Exchange
P	変 退 色 色	Paint
M	跡	Mark
L	文 字	Letter

※修復歴の表示方法は、該当箇所に「—M」と記入する。

記入方法



表示記号

略称 記号	状 態	英語の用語
A	傷	Abrasion
U	凹 凸	Unevenness
B	曲 が り	Bending
W	波 跡	Wave
S	さ び	Sabi
C	腐 食	Corrosion
T	亀 破 裂 れ	Tear
H	穴	Hole
X	交 換	Exchange
P	変 退 色 色	Paint
M	跡	Mark
L	文 字	Letter

※修復歴の表示方法は、該当箇所に「—M」と記入する。

(査定士の登録、管理)

第14条 協会は、前条の査定士の種類に応じて技能検定に合格し、年齢18歳以上に達した者について、協会又は査定業務実施店に所属していることを確認のうえ、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査－4）に登録し、これを管理する。

(査定士証の交付)

第15条 協会は、前条により査定士として登録を行った者に対し、当該査定業務実施店を通じ、査定士証（様式査－5）を交付する。

2 協会は、査定士が査定士証を紛失し、焼失し、破損し又は汚損したことにより、再交付の申し出があったときは、当該査定業務実施店を通じ、再交付する。

3 査定士証の交付手数料は、別に定める額とする。

(査定士証の有効期間等)

第16条 協会が交付する査定士証の有効期間は、3年とする。

2 査定士の資格取得年度と登録年度が異なる場合は、初めて登録した年度を同じにする他の査定士の査定士証の有効期間と同一とする。

3 査定士証の更新は、別に定めるところにより審査のうえ行うものとする。

(査定士証の記載内容の変更等)

第17条 査定業務実施店は、所属査定士の査定士証に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに、協会にその変更事項を申し出るものとする。

2 協会は、前項の申し出を受けたときは、ただちに、査定士証の記載内容を変更するとともに、査定士登録簿の記載内容を変更するものとする。

3 査定業務実施店は、所属査定士が自動車の運転免許を喪失したとき、又は退職したときは、速やかに、協会にその旨を申し出るものとする。

4 協会は、前項の申し出を受けたときは、査定士の登録を取り消し、査定士証を返納させるものとする。

5 前項により査定士の登録を取り消され、査定士証を返納した査定士が、再び自動車の運転免許を取得したとき、又は査定業務実施店に所属することとなったときは、当該査定業務実施店は、ただちに、協会にその旨を申し出るものとする。

6 協会は、前項の申し出があったときは、別に定めるところにより審査のうえ査定士の登録及び査定士証を交付するものとする。

7 前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、第16条第2項の扱いに準ずる。

(査定士証の有効期間切れ)

第18条 協会は、登録査定士の有効期間が過ぎた場合は、当該査定士の登録を取り消すものとする。

2 当該査定業務実施店は、前項により登録が取り消しとなった査定士（以下、非登録者という。）が、再び登録する場合は、協会にその旨を申し出るものとする。

3 協会は、前項の申し出があったときは、別に定めるところにより審査のうえ査定士の登録及び査定士証を交付するものとする。

4 前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、第16条第2項の扱いに準ずる。